

社会福祉法人吉備中央町社会福祉協議会 生きがい支援センター利用規則

第1条 吉備中央町生きがい支援センター（以下「支援センター」という。）の利用については、吉備中央町賀陽福祉センター条例（以下「町条例」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

第2条 支援センターを利用しようとする者は、町条例第4条の規定に基づき、管理運営を受けた社会福祉法人吉備中央町社会福祉協議会へ前日までに連絡し、許可を受けなければならない。

第3条 支援センターの利用許可は、施設長にその任を委ねることとする。

第4条 支援センターを利用したときは、利用届に記入し、利用者において利用した備品の整理及び後始末を行い、係員の検査を受けなければならない。

附 則

この規則は、平成16年10月 1日から施行する。

吉備中央町生きがい支援センター利用届

利用年月日	年 月 日	利用責任者 氏 名		認 印		
名 称						
利用目的						
利用時間	(午前・午後) 時 分 ～ (午前・午後) 時 分					
利用室名	<input type="checkbox"/> 研 修 室 <input type="checkbox"/> 談 話 室 <input type="checkbox"/> 相 談 室					
利用付帯 器 具	<input type="checkbox"/> 椅 子 <input type="checkbox"/> 机 <input type="checkbox"/> ガ ス <input type="checkbox"/> 調 理 台					
利用人員						
確 認 事 項	項 目	確認時刻	異常の 有 無	確 認 者 氏 名	管理者所見	
					良 好	注 意
	1. 器具の片づけ	時 分	有・無			
	2. 清掃	時 分	有・無			
	3. 火気点検 (ガス、たばこ等)	時 分	有・無			
	4. 水道の点検	時 分	有・無			
	5. 電気の点検	時 分	有・無			
	6. ゴミの処理	時 分	有・無			
	7. 戸締まり (トイレ入口含む)	時 分	有・無			
	8. 器具の破損 (滅失)	時 分	有・無			
9. 鍵の返却	時 分	有・無				
そ の 他						

※みんなのセンターです。大切に使用してください。

※太線枠内は、事務局が記入